10. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。
11. リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
13. その他の重要な事項
⑴　支払備金
当事業年度末までに請求を受けた退職金等の支払未済のもの及び、当事業年度末までに退職届があったものもしくは、退職届の提出はないが退職と認められるもの等の退職金で請求がないものの金額を計上しております。
⑵　責任準備金
被共済者の将来の退職金の支払いに備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号）第19条の規定により、厚生労働大臣の定めるところ（平成28年厚生労働省発基0322第３号責任準備金の積立について）及び厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課長の定めるところ（平成13年基勤勤発第２号責任準備金の積立について）による金額を計上しております。

〔重要な会計方針の変更〕
１．運営費交付金収益の計上基準
運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、期間進行基準を採用しております。なお、当機構の運営費交付金の使途は、管理部門の活動に係る費用のみとなります。
これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失、当期純損失はそれぞれ2,604,229円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。
２．退職給付債務及び勤務費用に係る割引率の決定方法の変更
①退職金共済事業における中退共、建退共、清退共、林退共並びに勤労者財産形成促進事業等における財形勘定においては、改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
また、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」Ｑ38－５に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を臨時損益の区分において「退職給付会計基準改正に伴う調整額」として計上しております。この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失が8,690,370円減少し、当期純損失が665,701,370円減少しています。
②勤労者財産形成促進事業等における雇用促進融資勘定においては、改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが4,612,086円減少しております。

〔後発事象〕
１．厚生年金基金の代行部分の返上
厚生年金基金の代行部分について、平成28年４月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益等及び退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、当該影響額は未確定であります。

〔貸借対照表注記〕
１．運営費交付金等の国からの財源措置から充当されるべき賞与の見積額　1,306,670円
２．運営費交付金等の国からの財源措置から充当されるべき退職給付の見積額　36,469,137円
３．生命保険資産とは、生命保険会社に委託運用しているものです。
４．有価証券に関する事項
⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種　類 | 貸借対照表計上額(円) | 時価（円） | 差額（円） |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | ⑴国債・地方債等 | 2,506,127,192,067 | 2,603,962,420,000 | 97,835,227,933 |
| | ⑵金融債 | 282,900,000,000 | 287,718,310,000 | 4,818,310,000 |
| | ⑶その他 | 90,000,000,000 | 105,170,000,000 | 15,170,000,000 |
| | 小　計 | 2,879,027,192,067 | 2,996,850,730,000 | 117,823,537,933 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | ⑴国債・地方債等 | 93,772,279,524 | 93,481,630,000 | △ 290,649,524 |
| | ⑵金融債 | 35,200,000,000 | 35,009,930,000 | △ 190,070,000 |
| | ⑶その他 | 11,100,000,000 | 11,100,000,000 | 0 |
| | 小　計 | 140,072,279,524 | 139,591,560,000 | △ 480,719,524 |
| 合　計 | | 3,019,099,471,591 | 3,136,442,290,000 | 117,342,818,409 |

⑵　その他有価証券で時価のあるもの

| | 種　類 | 取得原価（円） | 貸借対照表計上額(円) | 差額（円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 国債・地方債等 | 583,677,415 | 587,692,000 | 4,014,585 |
| 合　計 | | 583,677,415 | 587,692,000 | 4,014,585 |

⑶　満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

| | １年以内（円） | １年超５年以内（円） | ５年超10年以内（円） | 10年超（円） |
|---|---|---|---|---|
| 債券 | | | | |
| ⑴国債・地方債等 | 234,728,626,327 | 1,077,776,039,694 | 1,228,361,527,619 | 59,620,969,951 |
| ⑵金融債 | 39,400,000,000 | 168,400,000,000 | 110,300,000,000 | 0 |
| ⑶その他 | 36,100,000,000 | 5,000,000,000 | 60,000,000,000 | 0 |
| 合　計 | 310,228,626,327 | 1,251,176,039,694 | 1,398,661,527,619 | 59,620,969,951 |